

岐阜県地域リハビリテーション協議会設置要綱

（設置）

第1条 高齢者等が住み慣れた地域で自立し、生き生きとした生活を送ることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業等で行う、いわゆる地域リハビリテーションが、効果的・効率的に実施されるよう支援するための方策を協議するために、岐阜県地域リハビリテーション協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため地域リハビリテーションに関する、次に掲げる事項について協議をする。

- （1）地域リハビリテーションに係る課題の調査・検討に関すること
- （2）地域リハビリテーション連携推進のための指針の作成・改定に関すること
- （3）地域リハビリテーション支援体制の整備に関すること
- （4）その他、地域リハビリテーションの推進について必要な事項に関すること

（組織）

第3条 協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体・機関、行政機関及びリハビリテーション関係団体その他の関係団体より推薦を受けた委員をもって組織する。

（会 長）

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 協議会は、必要に応じ県が招集する。

2 会議の進行は、会長が座長となつて行う。

（任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。